

令和6年度

周防大島町教育の基本方針



B&G カヌー体験

周防大島町教育委員会

目 次

I	周防大島町の教育	
1	本町教育の現状	1
2	教育の基本方針	1
3	基本方針の推進	1
II	周防大島町教育のめざす姿	2
III	周防大島町教育の構造	2
IV	学校教育の基本方針	
1	基本方針	3
2	重点施策	3
V	社会教育の基本方針	
1	基本方針	5
2	重点施策	5
VI	総務の基本方針	
1	基本方針	7
2	重点施策	7

令和6年度 周防大島町教育の基本方針

I 周防大島町の教育

1 本町教育の現状

少子高齢化の進展やデジタルを活用した情報社会の到来が叫ばれる中、今後、子どもたちにどのような資質・能力を育成することが必要であるかを明確にした上で、時代の変化に対応する教育施策の刷新が求められている。

本町では、令和3年(2021年)3月に策定した『第2次周防大島町総合計画』に基づき、これまで「志をもち確かな学力と基本的な生活習慣を身につけた、本町の将来を担う人材の育成」をめざし、町内の全小・中学校のコミュニティ・スクールを核として、町民の力を結集し、本町の宝である子どもの成長を支援する取組を進めてきたところである。

2 基本方針

「自立・協働・創造 ～ふるさとに誇りがもてる人づくり・地域づくり」

未来の周防大島町を担う子どもたちが、豊かな自然や文化に親しみ心豊かでたくましく育つためには、家庭や地域と学校との連携を強め、全ての子どもたちの成長を支える仕組みづくりを推進し、子どもたちの生きる力(※)の育成を図っていくことが求められる。

また、生涯学習の視点から、町民のニーズに応じた学びやスポーツの機会を提供し、生涯にわたって地域の学習やスポーツに親しみ、ふるさとに誇りがもてる人づくり・地域づくりを推進する。

※ 本町では生きる力を、「自立(自ら生きる)」・「協働(ともに生きる)」・「創造(よりよく生きる)」の3つの視点から捉えることとしている。

3 基本方針の推進

教育目標の達成に向け、学校教育と社会教育の分野において、次の視点で取組を進める。

- (1) 実生活で活用できる学力を高め、社会の一員として活躍できる人材の育成に努める。
- (2) 学校・家庭・地域が連携を図り、それぞれの役割を果たしながら、心豊かな町づくりに努める。
- (3) 生涯学習活動や地域交流活動、生涯スポーツの振興による健やかで笑顔あふれる明るい町づくりに努める。
- (4) 教育に重点を置いた町政のもと、将来を見据えた教育環境の整備と有効活用に努める。

II 周防大島町教育のめざす姿

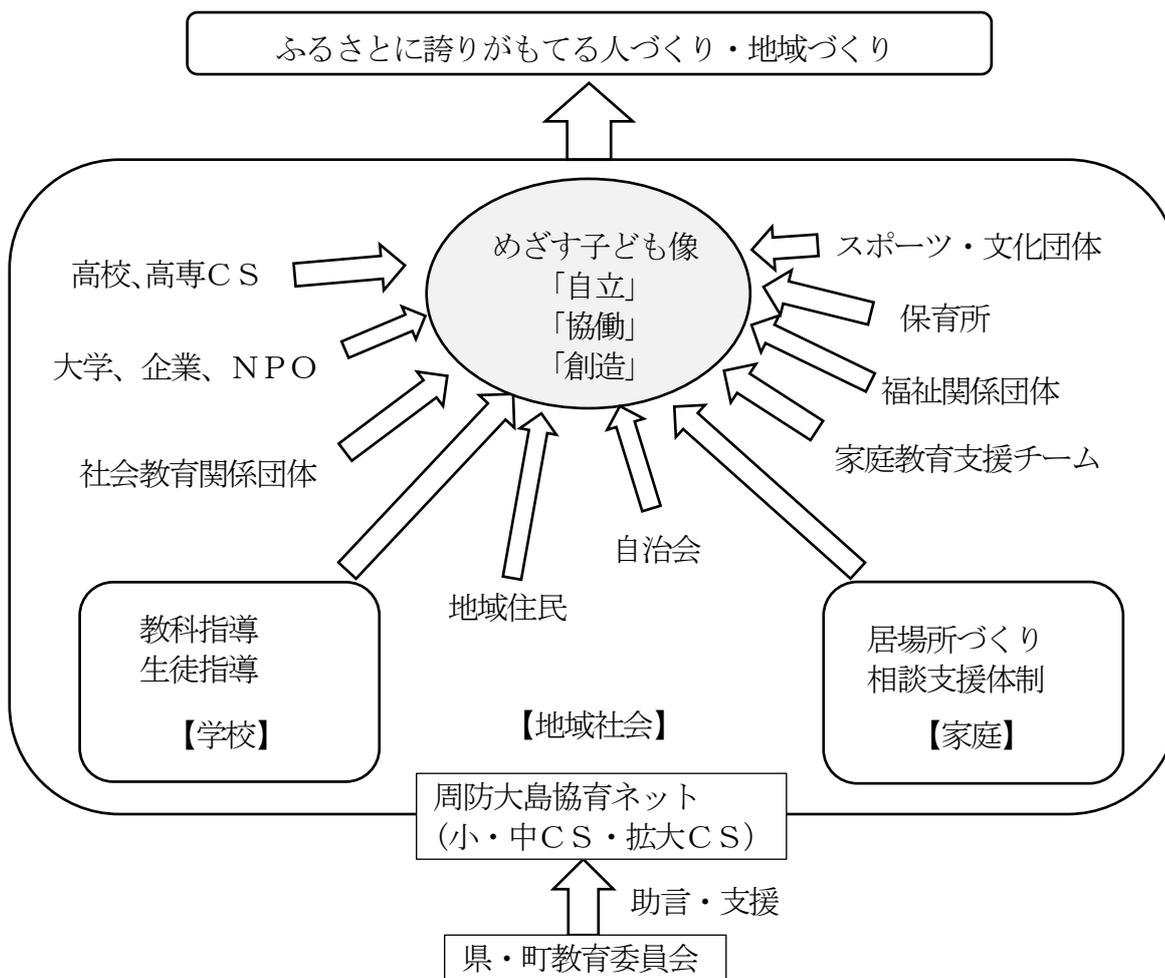
1 子どもに育てたい力（めざす子ども像）

- ◇「自立」－ 自己肯定感を高め、目的をもって現実社会をたくましく生きていくために必要な粘り強さを育成する。
- ◇「協働」－ 多様な考えや立場を理解・尊重し、自分や他者を大切にする思いやりの心を育成する。
- ◇「創造」－ 課題を見つけ、主体的に課題解決を図っていくマネジメント能力を育成する。

2 教職員に必要な力（めざす教職員像）

- ◇「マネジメント能力」－資源を有効に活用して、目的の達成を図る。
- ◇「人間力」－温かいコミュニケーションにより、学校・家庭・地域の協働実践を推進する。

III 周防大島町教育の構造



IV 学校教育の基本方針

1 基本方針

令和2・3年度からの新学習指導要領の完全実施やコロナ禍による社会変化への対応が進められている中、学校教育には「これからの時代に求められる資質・能力の育成」が求められている。

そこで、令和5年度に新設した教育改革センターを核とした地域連携型の取組をとおして、子どもを取り巻く全ての人、持続可能な幸せを追求するウェルビーイングの精神を高め、地域活性化や家庭教育支援との好循環を生み出すことが、子どもたちの人材育成につながると考える。

その主な取組として次の3点を掲げる。

- 1 教職員のマネジメント能力の向上を図るための研修を推進する。
- 2 地域の教育資源を活用した教育活動の質の向上を図る。
- 3 コミュニティ・スクールを核とした地域貢献の取組を推進する。

これら全ての取組が、子どもの成長につながり、地域の担い手意識を高めることとなる。

2 重点施策

(1) 確かな学力の定着と向上

○学校の組織力の強化

－小中や地域と連携したカリキュラム・マネジメント、きめ細かな少人数指導体制

○教員の授業力の向上

－「わかる授業」「楽しい授業」を実現する授業改善

－ICTの効果的な活用、研修の確保

○学校・家庭・地域の連携力の強化

－学校運営協議会「ユニット型研修」、学習習慣や生活習慣の確立

○体験活動の充実

－企業や専門家等と連携した企画活動

－地域の教育資源を活用した実践

○校種間連携による教育の充実

－英語教育、KS学習（拡大集合学習）、小小・小中連携教育、中高一貫教育

○教育環境の整備

－特別教育支援員と特別支援教育コーディネーターの配置、各種助成事業

－働き方改革の加速化、子どもと向き合う時間の確保

(2) 豊かな心と健やかな体の育成

○開発的・予防的な生徒指導や相談体制の充実

－「いじめ対策委員会」を核とした取組、早期対応の重視、不登校対応

－SSW派遣事業の充実、適応指導教室事業の拡大

○人権尊重意識を高め、一人ひとりを大切にする人権教育の推進

－安全で安心な環境づくり、信頼関係の構築、主体性を育む授業実践

○心を耕す教育の実践

－道徳教育の充実と道徳科の授業づくり、学校図書館の充実や読書機会の確保

○体力向上に向けた組織的な取組の推進

－日常的な運動機会の確保、食育等の計画的な健康教育

○教育環境の整備

－読書活動推進員（学校司書）、部活動指導員の配置、ＳＣの派遣

(3) 家庭・地域と一体となった学校づくりの推進

○コミュニティ・スクールの仕組みを生かした連携体制の構築・強化

－「学校・地域連携カリキュラム」の検証改善

－「学校・地域の課題」や「地域づくり」に関する熟議の実施

○地域と連携・協働する活動に主体的に参画する子どもの育成

－地域ボランティアの取組、海洋教育の推進

○地域と連携・協働する活動の推進

－子どもの学校運営協議会への主体的な参画と協働活動

○学校安全の質と水準の向上

－生活安全・交通安全・災害安全の取組

－通学路の安全点検、専門家と連携した取組

V 社会教育の基本方針

1 基本方針

価値観の多様化や社会状況の大きな変化は、少子高齢化が大きく進む本町にも多大な影響をもたらしている。このため、近年は、町民個々の趣味や教養という自己啓発のための学習ニーズも多岐にわたっている。

そこで、本町では、一人一人の人権が尊重される心豊かな地域社会の実現を目指す基本理念のもと、多様なライフスタイルを見据えた生涯学習を推進するとともに、人と人とを結び繋ぐ活動に発展させることが肝要だと思案し、地域住民の活動の場となる各種施設等は、温かな人間関係が生まれる場としたい。

さらに、私たちの心の豊かさの源であり、郷土の誇りに繋がる特色ある文化遺産や地域文化の継承に努め、本町教育の基本方針である「自立・協働・創造～ふるさとに誇りがもてる人づくり・地域づくり」の具現化や近い将来に訪れるであろうAI社会、高度IT社会に対応すべく、10年20年先を見据えた人材育成に努めたい。

また、新型コロナウイルス感染症が5類となる中、アフターコロナへ移行するうえで有効なコミュニケーションのあり方を模索するとともに、人口減少に伴う地域創生への課題、そして行政改革の一環として社会教育施設及び行事等の効率的かつ効果的な運営の検討にも取り組んでいく。

2 重点施策

(1) 人生100年時代を見据えた生涯学習の推進

○公民館活動の充実

- ・公民館を「自助・共助・公助」の基礎的關係性を築く拠点とし、多種多様な活動の支援を図る。
- ・自主学習グループ等を中心に、公民館と図書館が連携し、イベント等を協働することにより組織の中核となる人材づくりを目指す。

○デジタル機器活用に関する研修の充実

スマートフォンやインターネット等の利用方法に関する教室等を開催することにより、デジタル活用に係る機会及び必要な能力における格差の解消を目指す。

○宮本常一記念館のリニューアル

宮本常一記念館が開館20周年を迎えるにあたり、展示のリニューアルや講座等の記念事業を行い、新規顧客やリピータの獲得を目指す。また、周防大島の歴史や文化に関する情報の集積・発信拠点としての機能を充実させ、地元に対しては郷土愛を育むことができる教育普及活動を展開する。

(2) 地域の教育力活性化の推進

- 町全体で子どもの育ちを支援する「周防大島町地域協育ネット」を充実させるため、社会教育と学校教育の連携を図り、地域・学校の課題を共有し、人づくりと地域づくりに努める。
- 家庭の教育力を高める学習機会の提供や相談対応を行う。
- 青少年の健全育成に関わる事業の支援、相談体制の整備を図る。
- 社会教育団体の育成支援を行う。

○福祉関係機関と連携しながら、地域の教育力活性化に向けた取組を進める。

(3) 人権教育の推進

○「山口県人権推進指針」に掲げられている各課題の理解を深め、人権尊重の精神が正しく身につくよう、住民の言動につながるよう学習機会の確保、充実に努める。

○様々な人権課題について地域で学び合うための取組が活性化するように、指導者の養成に努める。

○「周防大島町人権教育推進大会」を開催し、町民一人一人の人権意識の高揚を図る。

(4) スポーツの振興

○周防大島町スポーツ推進計画を平成 27 年度から令和 6 年度までの 10 年間としていたことから、住民のスポーツに対するニーズ調査などを行い、今後 10 年間の新たな計画を立案する。計画の策定にあたっては、運動やスポーツに親しむことができる生涯スポーツの実現を目指し、子どもから高齢者まで、誰もが気軽にスポーツに関心を持ち、健康増進や生きがいに繋げるとともに、日常生活における緊張緩和を図りたい。

○幅広くスポーツを支援するとともに、中学校における部活動の地域移行が進められていく中で総合型地域スポーツクラブの設立支援を含め、地域の携わり方を検討する。

VI 総務の基本方針

1 基本方針

令和5年度から小学校8校・中学校2校の計10校体制となり、今後の中学校及び小学校統合計画について、今年度より、児童生徒数の推移や教育環境を踏まえ保護者等の声に耳を傾けながら検討を始める。

学校給食については、今までとおり安全・安心な学校給食の提供を基本理念とし、安全性への配慮、食育の推進食材の地産地消などに取り組む。

2 重点施策

(1) 学校施設の維持修繕

学校との連絡調整を密に行い、緊急性・必要性の高い施設整備要請については、順次修繕等を実施する。

(2) 学校施設の改修工事等

東和小学校ではバリアフリー改修工事及びプール改修工事、久賀小学校・周防大島中学校では下水道接続工事を行い、沖浦小学校については、旧校舎を耐震補強により使用可能かを判断するために調査を行う。

(3) 給食費無償化事業

米空母艦載機部隊配備特別交付金を特別財源として造成した基金を充当し、町内の小中学校児童・生徒の給食費無償化を継続実施する。

(4) 小中学校統合に関する意識調査業務

令和10年4月を目標とした中学校1校統合方針の検討と併せ、児童数の減少が進む小学校統合方針作成の検討資料とするため、町民のうち統合の直接的な該当者となる児童・生徒、保護者、教職員、コミスク委員、小学校入学予定保護者等を対象に意識調査業務を実施する。

(5) スクールバス更新購入事業

予備車である14人乗りスクールバス更新購入を行う。購入後は、現在保有する他路線の14人乗りスクールバス車両との入替を予定する。また、一般混乗路線3台のスクールバスにラッピング仕様を施し、児童・生徒以外の一般客の乗車を促す。

(6) 周防大島町語学留学生派遣事業の実施

高校生・高専生対象の語学研修について、姉妹島のハワイ州カウアイ島にて英語の語学力向上のみならず異文化学習や体験交流を加えたプログラムで語学留学生の派遣を行う。

(7) 周防大島高等学校通学支援費給付金事業の実施

周防大島高校の存続・発展を図るため、生徒の通学費の一部を生徒の保護者に対して給付する。

(8) 学校跡地利用問題

廃校になった校舎等の維持・修繕を行う。校舎等の再利用を図るため、3校（城山小・棕野小・情島小中）の廃校跡地利用者一般公募を計画する。